

高知市農業施策等に関する

# 意見回答書

令和4年4月22日

高 知 市



# 1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

## 【 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望 】

### 重点要望

農林水産課，鏡地域振興課  
土佐山地域振興課，春野地域振興課

### (1) 「人・農地プラン」の実質化への取組と農地中間管理事業の活用推進

- ① 令和2年度に「人・農地プラン」が実質化された地区については、農地中間管理事業の重点実施区域指定による基盤整備を推進するなど、地区ごとに定めた将来方針に基づいた、担い手への農地の集積・集約化を実行すること。

### (回 答)

これまでに「人・農地プラン」が実質化された地区では、地区の課題や今後の地域の農業の在り方を話し合う過程において、高性能機械の導入による農業経営が主である現在の農業に対し、狭隘な農地区画を要因とする非効率的な農業の改善に関するご意見を多数いただきました。

これらを改善するため、春野仁ノ地区や大津地区では農地中間管理機構関連の基盤整備事業の導入を検討しており、すでに関係者への意向調査や勉強会を開催するなど、当該事業につきましては着実に推進を図っております。

なお、この基盤整備事業の導入にあたっては、地権者の協力はもとより、認定農業者等への集積率80%以上などが採択要件とされているため、今後も農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様のご協力をいただき、事業の推進を図ってまいります。

- ② 令和3年度中の実質化に取り組む地区については、関係機関と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した実施体制を整備し、地区の農業者に対して、アンケート回収から地図化・話し合いの実施に至るまでの支援を行うとともに、市が関係する地域での様々な会合等の場の活用や、実質化に向けた取組内容の周知を行うことなどにより、話し合いの場への参加を促すこと。

(回 答)

令和2年度の10地区に引き続き、令和3年度には高須地区など13地区において「人・農地プラン」の実質化が完了し、市域全28地区のうち市街地のため実質化が困難である潮江・鴨田地区などを除く23地区において実質化が完了いたしました。

また、残る鏡・土佐山地域においては、「中山間地域等直接支払制度」における集落戦略を基に集落の意向を確認したうえで、「人・農地プラン」の実質化を行うこととしており、関係機関や農業委員会の活動とも連携し、令和4年度中の実質化を行うこととしております。

## (2) 地域の特性に応じた農地基盤整備等に関する制度の周知と活用支援

土佐山地区を中心とした中山間地域での耕作道等の整備，介良地区を始めとする農作業の効率化のための畦畔除去，春野町仁ノ地区などの湿地帯での排水対策を兼ねた基盤整備事業など，地域の特性に応じた活用方法の提案などによって制度の周知を図るとともに，営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ，国・県の事業も含めた制度活用のための支援を行うこと。

## (回 答)

地域の特性に応じた農地基盤整備等につきましては，「人・農地プラン」や「集落戦略」に定める，それぞれの地域の将来方針に沿った活動，支援を行う中で制度の周知を行い，また，事業実施に意欲のある地域につきましては，県や関係団体，農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様のご協力をいただき，支援してまいります。

## (3) 多面的機能支払交付金制度を活用する組織への支援拡充

農業従事者の高齢化・減少に伴い，農地や水路，農道などの農業資源を維持管理するため「多面的機能支払交付金制度」を活用し，地域農業を支える仕組みづくりができるよう，専門担当職員の配置などによる組織設立と取組維持に向けた事務的負担の軽減，並びに事務の効率化による速やかな交付金支払などに対する活動支援を行うこと。

## (回 答)

本市では，現在 8 組織が多面的機能支払交付金を活用し，農地の維持や農道・水路等の施設の長寿命化に関する整備事業や維持管理活動などを行っています。

これまでも，土木委員研修会等におきまして事業概要についての説明を行い周知しているところではありますが，新規地区の事業化においては各地域での組織の設立や一定の事務手続きが必要であり，地域で主体となる団体や取り纏めできる人材が必要不可欠なことに加え，農業者の高齢化等が組織設立の課題となっています。

当事業につきましては，本市としても可能な限りの支援をこれまで行っておりますが，当事業運用の中で組織外への事務委託も可能となっていることから，取組の継続と併せて助言等を行ってまいります。

なお，当事業の担当者説明会で国及び県に対して活動組織の事務手続き等の簡素化について，従前から提言もしておりますが，引き続き要望してまいりますとともに，交付までの工程管理も含め速やかな支払いができるよう努めてまいります。

## 【 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望 】

### 重点要望

農林水産課

#### (4) 有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援

- ① 営農努力に見合った収穫量を確保し、地域農業の維持・発展につながるため、農業者にとって有害鳥獣対策は必要不可欠であることから、狩猟者の捕獲意欲を維持する報償金制度や、自ら農地を囲い守るための高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業を始めとする現行の有害鳥獣対策について、今後も取組が後退することがないように、必要な予算の確保を継続すること。

#### (回 答)

本市では、有害鳥獣被害防止の指針として、計画期間を3か年とする「高知市鳥獣被害防止計画」を平成21年度に初めて策定し、現在では、令和3年3月に策定した第5次計画に基づき、対象鳥獣の捕獲や防護柵の設置など、被害防止施策に取り組んでおります。

ご要望のあった捕獲報償金については、狩猟者の皆様のご意見をお伺いしつつ、制度の拡充に努めており、令和3年度には、捕獲要望が多かった「タヌキ」を新たに報償金の対象鳥獣として追加するとともに、令和4年度からは、対象7鳥獣のうちサルを除く6鳥獣の捕獲単価の増額を行うこととしております。

また、被害防護柵の設置支援事業につきましては、平成26年度の事業開始以降、設置総延長は約79kmとなっており、令和4年度におきましても、地域の要望に応じ、一定の予算を確保しております。

さらに、本市職員で構成する「高知市鳥獣被害対策実施隊」の再構築を行い、8名の民間実施隊員を新たに任命し、緊急時対応など、捕獲体制の強化を本年度図ることとしています。

農業所得の減少や生産意欲の低下による耕作放棄地の拡大など、鳥獣被害を軽減していくことは、本市の農業振興を図るための大きな課題でありますので、鳥獣被害対策に係る予算につきましては、今後においても一定規模を確保できるよう取り組んでまいります。

- ② 有害鳥獣対策として、地域ぐるみで「守る」「追い払う」「捕獲する」取組の中でも、捕獲によって個体数を減らすことは特に効果的であることから、地域の狩猟者の高齢化が進む中、地域ぐるみの取組を継続できるよう、次の世代の狩猟者を農業者だけでなく幅広い人材から確保・育成するための支援拡充と、捕獲活動に対する地域住民の理解と協力を得るための啓発を行うこと。

(回 答)

高齢化に伴い狩猟者が減少する中で、担い手の確保は本市の鳥獣被害対策を推進していくうえで、大きな課題となっています。

このため、本市では平成25年度から狩猟者免許取得に向けた講習受講料等を支援する補助事業を実施しており、これまでに270人以上がこの制度を活用し、新たに狩猟者免許を取得するなど、狩猟者の人材確保に一定の成果を上げていると考えております。

また、捕獲活動に対する地域住民の理解と協力を得るための活動につきましては、中山間地域を中心として、地域ぐるみによる鳥獣被害防止柵の設置活動への支援や、各種鳥獣対策の支援事業に関する説明会の実施など、各JAの鳥獣対策専門員とも連携し、積極的に実施しているところです。

これらの活動に加えて、令和4年度には、狩猟者の方に協力をいただき、箱わなやくくりわなにセンサーカメラ等を設置し、わなの状況の可視化・一元化を図り、見回り業務の効率化や捕獲作業の負担軽減等への効果を測る実証事業を行うこととしています。

本市としましては、引き続きこれらの取組を継続し、地域ぐるみでの鳥獣対策を推進してまいりたいと考えております。



## (5) 中山間地域等直接支払制度活用のための集落協定維持に対する支援

地域の高齢化や担い手不足など、多くの課題に直面している中山間地域の農業・農地を維持していくためには、中山間地域等直接支払制度の活用は不可欠であることから、中心的役割を担う農業者の離脱など人材不足等によって、集落協定を維持できなくなることがないように、農業者の事務的負担の軽減や協定の広域化への働きかけなど、具体的な支援を行うこと。

## (回 答)

中山間地域は、傾斜地が多く、農地は狭小で分散しており、平坦地と比べて農業の生産条件が不利な面が多い状況です。

一方で、中山間地域での営農活動は、生産活動のみならず集落機能の維持にも重要な役割を果たしていると認識しており、本市におきましては、国の「中山間地域等直接支払制度」等を活用しながら、中山間地域の農業振興に取り組んでいるところです。

しかし、地域の実情として、少子高齢化等によって、対象農用地の維持管理の継続が困難となるケースが増えつつあり、直接支払制度の実施を継続していくためのとりまとめ役や、事務手続きを担う人材が不足していることも承知しております。

こうした状況の中で、令和2年度から始まった第5期対策では、集落協定の広域化を行う取組や、集落機能を強化する取組等に対する加算措置が拡充・新設されており、梅の木地域集落協定では令和2年度に隣接する地域との広域化を行い、この加算措置の適用を受けております。

また、土佐山都積集落協定では、農作業に係る負担軽減や効率化のため、令和2年度、令和3年度に対象農用地に係る未舗装耕作道のコンクリート舗装を自主施工により実施しており、この事業に対し、「高知市中山間農業活性化事業費補助金」により支援を行っております。

こうした取組が進む中で、協定面積の増加や新たな加算措置に取り組む協定が増えてきたことから、過去最高であった令和3年度の交付金額を令和4年度には更に上回る見込みとなっております。

今後も制度の有効活用を図り、集落協定の活動への支援を行うとともに、地域のニーズに応じた支援制度の検討をまいります。

## 【 新規参入の促進に関する要望 】

### 重点要望

春野地域振興課，農林水産課

### (6) 新規就農者等への中古ハウス及び住居の提供を行うための支援拡充

- ① 本市では施設園芸農業での独立自営を希望するU・Iターンの新規就農者が多く，中古ハウスの活用によって就農時の初期投資を軽減し，地域への定着を推進するために，来年度に立ち上げる予定の協議会が中心となって，新規就農者や中古ハウス所有者の意見・要望を踏まえた，円滑な中古ハウスの賃借に向けた具体的な対応策を早急に示すこと。

### (回 答)

県内トップのキュウリ産地である春野地域においては，産地を守り維持していくために，キュウリ生産部会が中心となって県内外からの新規就農者の募集を行う「産地提案書」の策定や指導農業士の確保・育成に取り組んでいます。

一方で，園芸用ハウスなどの経営基盤を持たない新規就農者にとって，新規ハウスの整備はコスト負担などの経営リスクが大きいことから，農業の廃業や離農によって地域に存在する中古ハウスを有効活用することが効果的と考えられます。このため，JA，県，農業委員会，市で「新規就農者育成協議会」を令和4年度に立ち上げる予定です。市では，中古ハウスの賃借などのマッチングや保全管理等を行うこの協議会に対し，費用の一部を補助し，新規就農者の就農を積極的に支援してまいります。

- ② 営農する地域内に住居を確保することは、新規就農者と地域住民の双方からみて、農業経営の安定や地域コミュニティの若返りといったメリットがあるため、地域内の農地と新規就農者が入居できる空き家等の住居について一体的に情報提供できる体制を整備すること。

(回 答)

春野地域では、借家やアパートが少ないことから、Iターンなどによる新規就農者の多くは春野地域以外から通勤してきており、ハウスの温度や農作物のきめ細かな栽培管理などによる品質の高い農産物を栽培するためには、移動時間が少ない春野地域内での住居の確保が課題となっています。また、農地の近くで住居を確保することは、職住近接として農業経営上効率が良く、地域活動の活性化に寄与することも期待できます。

春野地区では、市が所有する公営住宅のうち、今後利用が見込まれない空き家について、公営住宅としての用途を廃止したうえで、国の空き家対策事業を活用し農業者に限定した住宅の確保を検討しており、令和4年度中の予算化を目指し準備を進めております。

**重点要望**

**(7) 地域の担い手や後継者となる新規就農者への支援拡充**

農業従事者の減少に歯止めをかけるためには、親元、非農家からの就農に関わらず、将来の担い手を確保することが重要であることから、農地や農業用機械の継承、先輩農業者からの栽培技術の助言・指導、就農形態に応じた各種補助制度等の周知と活用を図るなど、地域の一員となる農業後継者の確保と育成について支援すること。

**(回 答)**

新規就農への支援につきましては、県、市、農業委員会、JA等で組織された「高知市担い手育成総合支援協議会」の構成員はもとより、指導農業士と農地利用最適化推進委員に加え、各地域の先輩農業者による助言や指導を行うなどの活動を行っており、今後も引き続き就農形態に応じたサポートを継続して行ってまいります。

## 2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

都市計画課，農林水産課

### (1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充

- ① 本市における生産緑地制度は，令和元年度の導入から約3年が経過したが，制度導入時と比較して指定面積が年々減少するなどの課題が見受けられるため，市街化区域で営農する農業者や関係機関による検証を行い，指定面積要件の緩和，都市農地貸借法による生産緑地の貸借制度の周知と活用促進などを図ることにより，生産緑地の指定拡大に取り組むこと。

#### (回 答)

令和元年度から導入しました生産緑地制度につきましては，これまでの3年間で約8.2haの農地が指定されていますが，ご指摘のとおり指定面積が年々減少している状況であり，令和3年度の指定は0.3haにとどまっています。

これは，新型コロナウイルスの影響により，農業従事者を対象とした総会等が中止され，制度の周知や広報の機会が不足したことも要因の一つと考えております。

そのため，感染状況を注視しながら引き続き周知を図るとともに，関係部署が連携し，生産緑地地区の指定拡大に向けた指定要件の緩和や貸借制度の活用促進について，得られる効果等を整理しながら検討を進めてまいります。

- ② 都市農業は、食料となる農作物の供給だけでなく、防災・教育・環境など多様な機能をもっていることから、生産緑地に指定された農地に標識を設置するなど、積極的に制度を周知することで、周辺住民の営農への理解と協力を促し、地域全体で都市農業を維持する取組を推進すること。

(回 答)

生産緑地地区への標識の設置については、昨年度もご要望をいただいております。安価で維持管理費も極力不要となる標識を検討いたしましたが、昨今の財政状況の悪化により予算の確保が困難な状況でありますことから、引き続き高知市ホームページ上での明示に努めることとなります。

しかしながら、生産緑地の有する多面的な機能を発揮させるためには、周辺住民の営農への理解と協力が必要でありますことから、市民が生産緑地地区であることを認識できるような手法について、先進自治体の事例も踏まえて検討を行ってまいります。

**(2) 認定農業者及び女性農業者の育成と支援体制の強化**

- ① 国は，認定農業者等の担い手への農業経営に関する支援を集中的・重点的に実施する方針を示していることから，支援制度の新設や変更がある際には，利用促進に向けて広く周知を図るとともに，農業経営改善計画の達成のための支援を行うこと。
- ② 家族経営が中心である本市の農業において，女性が農業経営及び関連する地域活動に参画する機会を確保するために，農業経営における女性の位置付けや役割分担を明確化することで地位向上を図るよう，家族経営協定の締結推進と女性認定農業者の育成支援を行うこと。

**(回 答)**

本市では，県，市，農業委員会，JA等で構成する「高知市担い手育成総合支援協議会」において，認定農業者や女性農業者の育成・支援を行っており，本市の基本構想の水準に達している方や意欲のある農業者の方々を中心に制度の普及に努めています。また，経営改善計画認定後には，必要に応じて目標達成に向けたサポートを行っております。

国等が実施する施策につきましては，認定農業者等の経営体を中心に行われることから，今後につきましても，制度の周知や認定農業者へのサポートに加え，家族農業が本市の農業を支えている現状も踏まえ，家族経営協定の締結などによる女性農業者の育成や経営参画の推進に，関係機関や農業委員会の皆様と連携して取り組んでまいります。

## 重点要望

- ①土佐山地域振興課，鏡地域振興課
- ②農林水産課，春野地域振興課

### (3) スマート農業の推進による省力化・生産性の向上

- ① 中山間地域の基幹作物であるユズの栽培に活用するために、現在、高知市土佐山柚子生産組合を中心にドローンの防除試験を行っており、様々な活用が期待されるが、農薬の登録数や積載量が少ないなど課題も見られることから、今後もIoT等の先端技術を活用したスマート農業の検討など、大型化等の技術更新に対応できるよう、引き続き研究試験に取り組むこと。

#### (回 答)

農業者の高齢化、担い手不足などが深刻化する中山間地域においては、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の導入により、省力化や高品質化へつなげていくことが急務となっています。

土佐山地域においては、「高知市土佐山柚子生産組合」が中心となり、柚子栽培へのスマート農業導入の検討と検証を行うことを目的として、JAや県・市とともに「高知市ゆずスマート農業検討協議会」を設立し、令和元年度から、傾斜地でのドローンの作業性や防除効果等についての実証試験を実施しています。

実証実験では、手散布に比べ、その効果が同等かやや劣る結果となりましたが、ドローン防除に適した樹形とするための剪定を行うことや、ドローン防除と手散布を併用することで、高い防除効果が期待されるとの考察が示されています。

一方で、ドローンの新規導入にあたっては、機器の購入や維持管理に要する経費が高額であることや、オペレーターの育成・技術面、事業が継続的に実施できるよう費用対効果の面でも一定の作業面積が必要となることから、現段階でのドローンによる防除作業と、その普及には課題があると認識しています。

今後、協議会における導入効果などについての議論を踏まえ、支援策を検討してまいります。



② 施設園芸農業は、環境制御とスマート農業を組み合わせることにより、高収量・高品質で安定した農業経営が見込まれるため、産地全体への環境制御による増収効果の拡大が図れるよう、高知県など関係機関と連携し、環境制御技術等を活用するために必要なハウスの改良方法の指導・研究など、既存のハウスに導入するために必要な支援を行うこと。

(回 答)

環境制御技術の導入においては、機器のリースに要する経費を補助対象とする「高知市環境制御技術普及促進事業費補助金」により支援し、これまでにトマト、ミョウガ、キュウリなどの本市の施設園芸における重要品目に導入されており、収量の増加や品質の向上、ほ場内の環境の可視化が図られるなどの効果が上がっております。

なお、環境制御技術の高い導入効果を得るためには、軒高を高くするなどハウスの改良が必要なケースもあることから、技術指導や支援策について、県やJAなど関係機関とともに研究してまいります。

## 重点要望

### (4) 都市農業における農業用水の水質保全と安定供給

都市農業を維持するために必要な農業用水について、水質悪化による藍藻類の繁茂が原因となり、農業用水路からの取水に支障をきたすうえ、農作物の品質・収量の低下等の影響が生じているため、下水道や合併浄化槽などの都市施設を整備するとともに、普及率の向上対策に取り組むなど生活排水対策を行うことで、農業用水の水質保全と安定供給を図ること。

#### (回 答)

都市農業を維持するために必要な農業用水の水質保全といたしまして、市街化区域の生活排水対策であります公共下水道整備区域においては、公共下水道の整備促進を図ってきており、整備区域外については浄化槽促進地域に指定し合併処理浄化槽の普及促進に努めてきているところです。

公共下水道工事の整備促進につきましては、人口密度の高い地区を優先的に進めており、整備率・水洗化人口とも年々向上している中、供用開始区域内の接続をさらに促進するために、各種の補助制度の創設とより使いやすい制度への見直しを行うとともに、制度の周知を図るため、関係地域での下水道出前講座の開催や関係パンフレットの配布を実施してきております。

合併処理浄化槽の普及促進につきましては、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便所が未だに残存しているため、転換希望者への支援として、平成25年度からは新築や増築を伴わない合併処理浄化槽への転換について補助事業を実施するほか、公共用水域の水質改善及び生活環境の保全についての啓発活動を進めているところです。

また、潮江地区では、取水口から耕作地に至る用水路におきまして、市街地を開渠で導水している箇所もあり用水に雑排水やゴミ等が流れ込むなどの影響があり、取水に支障が生じないよう定期的な浚渫や清掃などの維持管理に努めていますが、水質改善が課題となっています。

このため、今後も引き続き水質改善などの啓発活動や、維持管理に必要な予算の確保に努めるとともに、農業者や土木委員の皆様の意見を踏まえ、地域の実情に合わせた施策を検討してまいります。

(5) 全量高知市産米の使用を柱とした高知市産学校給食用食材の使用拡大と食育の推進

- ① 学校給食における高知市産米の使用割合の更なる拡大を目指し、「全量市産米を確保している他市町村の調達体制等の研究」、「使用量確保を目的とした生産者への支援事業の創設の検討」など、食育基本法の理念に基づき、米をはじめとする地場産品の使用拡大による食育活動と農業振興が連携した取組を推進すること。

(回 答)

学校給食で使用する米については、「第3次高知市食育推進計画」に基づく地産地消の視点から「高知県産米」を指定して使用しており、平成30年度からは段階的に市産米指定の使用期間を拡大してまいりました。現在、その使用割合は、約40%となっております。

今後につきましても、教育委員会としては、地産地消や食育の観点から、市産米の使用割合の拡大が望ましいと考える一方で、給食費の保護者負担を増大することは厳しいと考えております。

今後、市産米の使用割合を拡大するにあたりましても、適正な調達価格が維持できるよう、現在の調達体制である入札を活用していきたいと考えております。

- ② 地域の女性農業者組織等と学校が連携を図り、子どもたちと一緒に郷土料理や地域ならではの食材を使って加工品を作る食育と交流の場を継続して設けることは、高知の食文化を伝えていく上で大切であるため、高知市の学校教育における食育推進に関する方針を示して取組を推進すること。

(回 答)

高知市では、「第2期高知市教育振興基本計画」における施策、食に関する指導の充実に関する取組の一つとして、食育体験学習を実施しております。

食育体験学習では、児童生徒が地域の農業者や生産者の方とともに、郷土料理やその地域でとれる地場産物を使った加工品等を作る体験活動を行っており、この活動に係る講師料や材料費等の支援を行っております。

児童生徒が高知の食文化や豊かな食に触れ、理解を深める貴重な機会ですので、今後も継続して行えるよう努めてまいります。

## (6) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施

正確な位置や境界などの農地情報を把握することは、担い手への農地等の利用集積の推進や、南海トラフ地震等の大規模災害からの迅速な復旧・復興につながることから、地籍調査の早期完了に向けて、引き続き予算確保と事業推進に努めること。

## (回 答)

現在、地籍調査事業は、令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、南海トラフ地震による被災からの復旧復興を睨んで、農地を含む長期浸水予想区域を優先して事業を進めております。

ご質問にもあるように、地籍調査が完了しますと災害からの早期復旧に寄与するとともに、財産の保護や土地利用の促進にもつながることから、今後も事業の進捗を図るため、各関係機関に必要予算の要望をおこない、早期完了を目指してまいります。

なお、令和4年3月31日現在の進捗率は48.9%です。

(7) 放置された農業用タンク及び燃油を対象とした南海トラフ地震対策への支援拡充

本市の喫緊の課題である南海トラフ地震対策を進める中で，農業用燃料タンクからの燃油流出による火災や環境汚染の被害を最小限に抑えるため，防災上の観点から，施設管理等の津波被害対策の必要性を啓発するとともに，放置タンクの現状把握調査を行った上で，所有者が離農したことにより放置状態となっている，タンク撤去や燃油除去への支援制度を検討すること。

(回 答)

南海トラフ地震による2次被害の防止効果の高い流出防止機能付き燃料タンクの導入及び防油堤の整備につきましては，県やJAと連携し，特に津波による被害リスクの高い，三里や長浜地区を令和4年度の重点地区として位置づけ，タンクの現状把握調査を行い，農業者への防災対策の必要性を啓発してまいります。

なお，放置タンクの撤去費用等を補助対象とすることに関しましては，厳しい財政状況の中，周辺環境への影響が大きい利用中の燃油タンクから優先的に進める必要があることから，放置タンクの撤去に対する支援は現時点では困難であると考えております。

## (8) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

全国的に大雨による浸水被害が発生する中で、春野町仁ノ地区において、排水機場の整備に続く排水路整備による冠水被害対策は、地域の農業者にとって長年の要望であることから、今後も早期完了に向けて事業推進に努めること。

## (回 答)

春野町仁ノ地区の農地排水対策につきましては、実施計画に基づき排水機場の増設や排水路の整備に取り組んでおり、仁ノ第二排水機場は平成28年度から工事に着手し、全ての施設整備が完了し令和2年2月より稼動を開始しております。

また、排水路整備につきましては、全線の計画延長1,800mのうち、令和元年度から下流部より工事に着手しており、令和3年度末で140mが完成しており、令和4年度につきましても、約200mの整備を予定しています。

これらの事業の進捗状況について、適宜、地元自治会や土地改良区の皆様にご報告し、関係地権者をはじめ地元の皆様のご協力を頂きながら早期の事業完了を目指してまいります。

## (9) 農業振興地域整備計画の全体見直しの実施

優良な農地を保全し、農業振興のための施策を実施することを目的とした農業振興地域整備計画は、現況を把握し、社会情勢の変化等に対応する必要があることから、農振農用地に荒廃農地等が含まれる現況を改善するとともに、農業委員会が非農地判断を行った地域を考慮し、全体見直しを図るために、農林水産部の体制整備とスケジュール調整に取り組むこと。

## (回 答)

農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、平成17年度と平成20年度の鏡・土佐山・春野町との合併による見直しのほか、平成23年、平成29年にも計画の見直しを行ってきており、おおよそ5か年毎に見直しを行っています。

その中で、農用地区域の見直しに関しては、平成11年の法改正以降、基礎調査を実施することが要件となり、その調査内容が多岐にわたることから、職員のみで調査するには困難なため、見直しが行えておらず、開発の見込みのない山林や非農地化した農地が指定されている状況にあります。

そのため、令和4年度におきまして予算を確保し、昭和46年当時のままの農用地区域の管理を筆単位に見直すことから始め、国のガイドラインに沿った基礎調査の実施により、抜本的な見直しを行い、令和5年度には県と計画の変更協議を行う予定です。



## (10) 農業委員会活動に対する予算措置

山林化した農地等の現状を正確に把握し、農地等の利用の最適化を進めるために、特に中山間地域での現地調査で有効となる、四輪駆動車及びタブレット端末の配備を検討するなど、効率的で実効性のある農業委員会活動を行うために必要な予算措置を講じること。

## (回 答)

本市では、厳しい財政状況から「高知市財政健全化プラン」に基づき、令和4年度までに見込まれる収支不足の解消に向け、自主財源を中心とした歳入の確保とともに、事務事業の見直しや投資事業の平準化・先送りなどの歳出の削減に取り組んでいるところです。

令和4年度当初予算では、市税全体で24億円の増収となったものの、一般財源の総額がほぼ据え置きとなる中、退職手当や情報システム関係経費の増加などに対応するため、財政調整に使える基金を残高がほぼ枯渇するまで取り崩し、何とか収支の均衡を図ることができました。

このように依然として厳しい財政状況が続いていますので、全てのご要望にお応えすることはできませんでしたが、農業委員会費予算においては、昨年度と同程度の約1億4千万円の予算を計上するとともに、国の補正予算を活用いたしまして、3台分のタブレット端末を購入する経費を計上しましたので、ご理解をお願い申し上げます。

### 3 国・県への要望

要 望

農林水産課

#### (1) 農業所得向上と多様な人材の活用による農業従事者の確保

2020年農林業センサスからも明らかな、農業従事者の減少傾向に歯止めをかけるため、農業が求職者にとって魅力あるものとなり、職業選択肢のひとつとなるよう、農業所得向上のための施策を推進するとともに、外国人技能実習生の受入や農福連携の推進など、多様な人材を農業に取り込み、定着させることにより、農業分野の人手不足の解消と農業生産の向上に向けて支援すること。

#### (回 答)

農業所得の向上を図るには、安定的な生産を行うための農業経営基盤整備が重要であると考えています。また、人手不足対策として、外国人技能実習生や農福の連携など、多様な人材の確保が必要であり、そのためには国や県の支援が不可欠となることから、今後も引き続き国及び県への働きかけを行ってまいります。

## (2) 農業者年金における保険料補助の拡大

家族経営が中心の我が国の農業において、農業経営に携わる家族が、そろって農業者年金に加入することで、経営継承とその後の生活の安定が見込めるため、家族経営協定の締結など、後継者等と同様の要件を満たした場合は、後継者の配偶者についても保険料の補助対象となるよう、制度の拡充を図ること。

## (回 答)

農業者年金制度につきましては、農家の老後の生活の安定及び福祉の向上からも重要な制度であります。この保険料は家族経営協定の締結など、一定の要件を満たす場合は経営主の配偶者や後継者も補助の対象とされておりますが、補助対象を後継者の配偶者まで拡大することにつきましては、今後も引き続き国等に働きかけを行ってまいります。

## (3) ドローン防除用の適用薬剤の拡大

高知市土佐山柚子生産組合を中心にドローンの防除試験に取り組む中で、ドローンに適用した農薬登録の拡大が課題となっているため、現場の要望に基づいた登録試験を実施するなど、さらなる利活用拡大のための取組を進めること。

## (回 答)

高知市の中山間地域における柚子栽培へのドローンの活用については、「高知市土佐山柚子生産組合」を中心としてJAや県・市とともに設立した「高知市ゆずスマート農業検討協議会」において検討を行い、参加機関において情報共有を図っておりますので、引き続き情報収集を行うとともに、必要に応じ同等要望を行ってまいります。

## (4) 稲作におけるジャンボタニシの広域的な防除対策

ジャンボタニシによる水稻の食害被害は、暖冬で越冬する個体の増加に伴い、本市を始め県下で拡大していることから、広域かつ総合的な被害防除に取り組めるよう、高知県を中心に市町村及び関係機関が連携し、実地指導や研修会等を通じて、防除の時期、組織的な防除方法等について具体的に示すことで、農業者の意識を高めること。

## (回 答)

ジャンボタニシの水稻食害に対する防除につきましては、個人での局地的な防除活動よりも、広範囲の集団防除がより効果的であると考えており、今後も国の防除対策マニュアルや農業者向けのリーフレットを活用して、地域ぐるみによる集団防除に取り組んでいただけるよう、県やJAと連携して農業者の皆様にも周知を図るとともに、効果的な防除対策の研究等について、引き続き県に働きかけを行ってまいります。

## (5) 放置竹林による侵食被害防止のための取組

放置竹林の竹の根は，農地を始め周囲の土地へ侵出し，農作物や樹木等の生育を圧迫するばかりでなく，土地の保水能力が低下し，土砂災害等の要因にもなるため，国・県を始めとする関係機関と連携し，放置竹林を再生・活用できるよう，伐採ボランティアの育成や資源としての活用を引き続き検討すること。

## (回 答)

農地や森林では，放置竹林の拡大による農作物等への影響を防ぐために，侵入竹の伐採や除去を継続して行っていく必要があります。このため，一部の地域住民で組織するボランティア団体では，国の交付金を活用し竹林整備に取り組んでいますが，抜本的な解決には至っていません。竹林を整備するためには，担い手の育成と整備にかかる支援が不可欠であることから，林業従事者の育成・確保と併せて県の研修制度を活用しボランティア団体の更なる技術向上を図るとともに，竹林整備を含め里山林の整備に対する支援策について，他市町村での事例を参考にし，本市でも導入に向けた検討を行いたいと考えています。

また，竹林の資源としての活用については，まず，各地域での取り組みなど情報収集に努めてまいります。

## (6) 春野地域における新川川流域の治水対策

- ① 豪雨等による農地等への被害を危惧する春野地域の農業者にとって、春野地域の新川川（長浜川）の護岸工事は、長年にわたる要望であるため、必要な予算確保による早期完成に向けて、管理者である高知県と協議しながら着実に取り組むこと。

## (回 答)

春野地域にあります新川川（長浜川）につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）からは、「新川川の護岸整備については、国の補正予算も活用し東諸木地区で整備を進めており、本年度は弘方橋上流300m付近で延長約100mの築堤・護岸工事を実施しています。また根宜谷橋等の改築に向けて設計検討も進めているところです。今後も、早期の事業完成に向け継続的な予算の確保に努めてまいります。」との回答をいただいています。

② 豪雨時の浸水等を防ぐため、遅能の底井流の改修を早期に着手し、周辺農地等に被害が及ばないよう対策を講じること。

(回 答)

①と同様に、河川管理者の高知県からは、「北山川のめがね橋付近の浸水対策については、県内の他河川の事業の進捗状況との調整を図りながら、事業化について検討してまいります。」との回答をいただいています。

新川川及びその支川も含めた河川の拡幅並びに護岸整備、また維持管理につきましては、本市といたしましても重要な課題と捉えており、引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。



## (7) 農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続きの迅速化

農用地区域内の農用地を同区域から除外するまでには、多くの関係機関の下で要件確認、審査等の事務手続きが必要であり、現状は、その許可までに土地所有者が想定している以上に時間を要する場合があることから、関係機関との事前協議を行うなど、案件に応じて、できる限り早期に決定されるよう、高知県が中心となって関係機関に働きかけ、調整を行うよう要望すること。

## (回 答)

農業振興地域の農用地区域からの除外手続きにつきましては、開発行為など、主として農地を農地以外の用途に供する転用の際に必要な手続きであり、除外までの期間を短縮することが本市の農業振興に直接結びつくものではありませんが、想定以上の長期間を要するケースもあるため、今後は関係機関の調整も含めた事務の迅速化について要望してまいります。